＜健サポだより　第５号＞感染症にかかった時の手続きについて

インフルエンザ・新型コロナウイルスなどの感染症に罹患したら、下記の手順で対応するようお願いします。
問い合わせ先は一番下に掲載しています。体調面で不安のある方は健サポまでご相談ください。

手順1　受診の際に『出席停止期間』を確認する
必ず医師に出席停止期間を確認してください。期間中に登校することの無いようご注意ください。
★確認を忘れた方は一番下の「【参考】出席停止期間について」をご覧ください。

手順2　大学に報告する
学校出席停止の感染症に罹患した場合は下記フォームで大学に報告してください。
https://forms.office.com/r/XwZEw8rbvE
★感染症の例…インフル、新型コロナなど感染症対策｜健康サポートセンター｜付属機関｜名寄市立大学

手順3　欠席願を提出する
学校感染症の罹患は「やむを得ない欠席」の対象となります。回復し登校しましたら1週間以内に事務局窓口に配置している欠席願をご提出ください。その際、添付書類として、学校感染症に罹患したことが確認できる書類等（診断書、処方・服薬内容が確認できる明細書、検査キットの結果がわかる写真等）の提出が必要です。
なお、担当教員への連絡は義務付けられていませんが、集中講義を欠席する場合は事前に”教務係”<kyoumukakari@nayoro.ac.jp>にお問合せください。

ステップ4 【対象者のみ】学校保険に申請する
申込用紙は事務局窓口に配置していますので、各自ご申請ください。（医療機関が発行した書類（診察明細書等）が必要になります）
※インフルに罹患したら見舞金5，000円が支給されます。コロナは入院した場合のみ対象です。その他感染症については学生課にお問い合わせください。

【参考】出席停止期間について
★インフルエンザ➡発病後5日経過し、解熱後2日経過するまで
（例・・・12 月 1 日に発病、2 日に解熱した場合➡12 月 7 日から登校可）
（例・・・12 月 1 日に発病、6 日に解熱した場合➡12 月 9 日から登校可）
★新型コロナ➡発病したあと5日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで
（例・・・12 月 1 日に発病、2 日に解熱した場合➡12 月 7 日から登校可）
（例・・・12 月 1 日に発病、6 日に解熱した場合➡12 月 8 日から登校可）
★その他➡感染症対策｜健康サポートセンター｜付属機関｜名寄市立大

問い合わせ先 電話(01654)2-4194
体のこと　➡健康サポートセンター”<kensaposoudan@nayoro.ac.jp> 開室時間:平日 9 時 00 分～17 時 00 分
欠席願のこと➡事務局教務課 ”教務係”<kyoumukakari@nayoro.ac.jp> 対応時間:平日 8 時 45 分～17 時 30 分
Will のこと　➡事務局”学生課”<gakusei@nayoro.ac.jp> 対応時間:平日 8 時 45 分～17 時 30 分

健康サポートセンター
事務局学生課・教務課